

## 令和8年 第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月26日（木）  
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 午後2時00分～午後3時10分	
2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室	
3. 出席委員(17人) 会長: 16番 興野 礼子 会長職務代理者: 8番 黒須 明 委員: 1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥 畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文	
4. 欠席委員(0人)	
5. 遅参委員(0人)	
6. 早退委員(0人)	
7. 欠員 2番、17番	
8. 出席農地利用最適化推進委員(3人) 16番 渡邊 修、17番 小池 秀俊、20番 平塚 充	
9. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第14号)に係る意見聴取について 日程第6 議案第5号 令和8年度農作業標準賃金の設定について 追加議事日程 追加日程第1 追加報告第1号 職員の任免について	
10. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長(小口)	ただいまから令和8年第3回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >

事務局長（小口）	出席委員は、17名中17名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
議長	直ちに会議を開きます。（午後 2時 00分） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 15番 石川 翔平 委員、19番 大野 覚文 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏と、大橋 伴美 氏を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いする前に、議案第1号 整理番号5の審議については、農業委員会等に関する法律第31条第

(議長)	1項に議事参与の制限が規定されておりますので、18番 大野 悟 委員は、一時、退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 ( 午後 2時 08分 )
議長	< 18番 大野 悟 委員、退席 >  再開いたします。 ( 午後 2時 09分 ) それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号5、19番 大野 覚文 委員。
19番 大野 覚文 委員	3月23日、仁野平推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、大豆。農業従事年数及び農業形態、約6年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約10km。●●●地区の方で、今も通勤農業ということで農事組合法人●●●に勤めていらっしゃいます。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田332a、畑104a、計436a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われまます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号5については、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号5に

<p>(議長)</p>	<p>については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 大野 悟 委員の復席を求めます。暫時休憩いたします。 ( 午後 2時 13分 )</p> <p>&lt; 18番 大野 悟 委員、復席 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>再開いたします。 ( 午後 2時 14分 ) 大野 悟 委員に申し上げます。日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号5については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 それでは続きまして、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、14番 大森 浩之 委員。整理番号2、3番 中村 東 委員。整理番号3、13番 滝 薫 委員。整理番号4、5番 川上 恵 委員。整理番号6、13番 滝 薫 委員。整理番号7、5番 川上 恵 委員。</p>
<p>14番 大森 浩之 委員</p>	<p>3月25日、渡邊推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、キュウリ、ナス、大根等。農業従事年数及び農業形態、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機2台、トラクター1台導入予定。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑16a、計16a。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。受人は会計事務所の会計士をしており、昨年、生まれ育った●●●地内の空き家を元所有者(はとこ)から購入した際に、農地も買ってもらえないかと頼まれたそうです。元々、水稻や野菜作りの経験があったため、退職後に再び農業をしたいと以前から思っていたようで、今回の申請に至りました。現在耕作している面積が約16aとそこまで多くありませんので、営農計画書を提出いただいております。以前は仕事が忙しく、約2年前まで所有していた水田は手放してしまったそうですが、そろそろ農業もやってみたいという話です。購入した空き家が2棟あるので、現在市外に住んでいる子ども達も住まわせて、一緒に農業をやってみたいと言っておりました。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>3月20日、小池推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は</p>

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田790a、畑100a、計890a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。この案件については、令和8年第1回総会において審議された非農地案件（●●●、畑から宅地へ非農地認定済）の願出地所有者が、当該宅地と隣接する申請地の農地を交換して取得する、という経緯により申請に至りました。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>申請人は、非農家となります。申請人の居住地は別となりますが、申請人は、趣味である車をいじるためのガレージとして利用するために申請地の隣にある住宅を購入し、その趣味の傍らに自家消費用の野菜を耕作したいと考え申請に至りました。</p> <p>3月21日、黒尾推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ジャガイモ、サツマイモ、ゴーヤ。農業従事経験及び農業形態、なし。非農家。農機具・家畜の保有状況、小型耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、約7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>5番 川上 恵 委員</p>	<p>3月21日、平塚推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約3km。約4年前から耕作しているので、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田4,217a、畑2,382a、計6,599a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろし</p>

<p>(5番 川上 恵 委員)</p>	<p>くご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>申請人は、非農家となります。土木関係の会社役員ですが、退任することが決定しており、退任後は農業をしたいとのことです。●●●居住ですが、申請地の北側にある空き家を購入しており、改修が終わり次第、転居する予定だそうです。約8,000㎡を取得し、ウメやカキ、クリ等の果樹を耕作予定。申請者は農業の経験はほとんどありませんが、伐採等の土木事業の仕事を行ってきており、剪定、除草等の知識はあるそうです。また、●●●内の知り合いの農家から農業の指導を受ける予定です。必要があれば農業機械等も順次導入していくとのことです。出荷については、●●●において行いたいと考えているようで、繁忙期には家族に手伝ってもらおう予定です。</p> <p>3月21日、小川推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ウメ、カキ、クリ等を作付予定。農業従事経験及び農業形態、なし。非農家。農機具・家畜の保有状況、乗用草刈機1台。取得地への通作距離、約17km(●●●から)。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係(権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響)、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>5番 川上 恵 委員</p>	<p>先日はお忙しい中、農地専門委員会の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。本案件は、先月の総会において継続審議となり、農地専門委員会に付託された案件となります。</p> <p>3月24日、農地専門委員会において現地調査を行っていただきました。申請人、申請地は議案第1号、整理番号7のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻(全般委託)、ネギ(自家消費)。農業従事経験及び農業形態、約50年。現時点では非農家、自家消費野菜の作付けあり、貸付者から返還された農地(約170a)や所有地の一部は保全管理中。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、ショベルカー1台。取得地への通作距離、約0.2km。</p> <p>申請地と隣接する受人の農地には大谷石が山積みとなっており、機械を入れて耕作できる状況とは到底見られないため、取得予定地の農地等の効率的利用等や全部効率利用要件について、小川推進委員とともに判断できませんでした。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	ここで、整理番号7については、農地専門委員会に付託された案件ですので、3月24日に現地確認を行った結果を堀江農地専門委員会会長より説明願います。
農地専門委員会会長 (堀江)	<p>農地専門委員会を代表して私から報告いたします。3月24日、農地専門委員会、受人、代理人、川上委員、事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。資料は43・44ページをご覧ください。赤枠の●●●が今回の申請地です。ここは窪地で、県道との高低差が約4～5mあります。●●●は受人の農地ですが、資材がかなり散乱しており、農地として認められない状況でしたので、早急に取り除くように指導しました。また、今回の申請地の盛土については、県道の上の方にある受人所有の山の土を入れて●●●と高さを合わせ、農地として作りたいとの話がありました。</p> <p>その後、農地専門委員会において協議したところ、申請地については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可が相当と判断いたしました。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	事務局より何か補足はありますか。
事務局 (中山)	当該案件に関しましては、「農地の権利の取得後において、申請地南東に位置する水路の利用の確保に努め、周辺農地の利用に支障を及ぼさないこと。」を追加条件として付し、「盛土」と「青地の払下げ」の件に関しては、今回の農地法第3条の許可申請に係る許可要件の判断とは直接的な関係性がないと思われるため、助言等に留めることが適当と思料します。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
16番 渡邊修 推進委員	(整理番号1について) 大森委員と現地調査したところ、篠等が生えているところはあるんですが、きれいにしつつある様子が見受けられましたので、引き続ききれいにしていれば問題ないと思います。
17番 小池秀俊 推進委員	(整理番号2について) 現地調査したところ、何も問題ないかと思えます。
20番 平塚充 推進委員	(整理番号4について) 3～4年前から●●●さんが耕作しているので、問題ないと思います。

議長	<p>これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から4、並びに整理番号6及び7については、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1から4、並びに整理番号6及び7については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、14番 大森 浩之 委員。</p>
14番 大森 浩之 委員	<p>3月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●（持分2分の1）、●●●（持分2分の1）。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が宅地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。転用計画、転用事業者は、申請地北側にある空き家と周辺農地を購入しており、当初、当該空き家を改築する計画であったが、東側の崖崩れが発覚し、改築が困難になり、現在は一時的に●●●の借家で生活しているが、申請地を気に入っており、また、空き家に付随する納屋で夫が仕事を行っていることもあり、当該空き家周辺の自己所有地に新たな住宅を建築する計画をしたところ、夫の仕事場の隣接地である申請地が最適地と判断し、申請に至った。総事業面積、499 m<sup>2</sup>。転用面積、499 m<sup>2</sup>。転用目的、一般住宅（木造平屋建 108.43 m<sup>2</sup>）。建築面積、115.93 m<sup>2</sup>。出入口、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合</p>

<p>(14番 大森 浩之 委員)</p>	<p>併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月1日から令和8年11月30日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。夫の、●●●さんは●●●生まれで、洋服のパタンナーをされているそうです。妻の、●●●さんはピアニストで、今後ピアノ教室を開きたいとのこと。また、夫の仕事場としての納屋は、私から見ても、とてもモダンな建物でした。地域の人口が減少しているので、ぜひともお二人に住んでいただければと思います。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>16番 渡邊修 推進委員</p>	<p>現在、古い母屋が申請地北側に建っており、最初はその母屋の改築を検討していたみたいなんですが、その母屋の東側が崖地となっておりまして、将来的に崖崩れの可能性が否めないということで、今回の申請地に新しい家を建築したいそうです。現地調査したところ、確かにそのような状況で、母屋と崖地の距離が近く、危険な状況が見受けられましたので、新たに申請地を選定したのは適切かなと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

<p>(議長)</p>	<p>次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (大橋)</p>	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、18番 大野 悟 委員。整理番号2、3番 中村 東 委員。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>3月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地(集落に接続あり)。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田・道を挟んで雑種地、南が宅地・田、北が田。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子2人と市内の借家で生活しているが、手狭になってきたこと及び将来の生活を考慮して、申請者の実家近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、592㎡。転用面積、592㎡(うち住宅敷地464㎡、進入路128㎡)。転用目的、一般住宅(木造2階建、1階72.04㎡、2階44.71㎡)。建築面積、77.84㎡。出入口、西側。進入路、砂利敷き。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月10日から令和8年9月30日まで。その他(他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>3番 中村 東 委員</p>	<p>3月24日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地・山林、西が山林、南が宅地・山林、北が雑種地・山林。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、本市にも2箇所の太陽光発電施設を所有している。既存施設との一体管理を効率よく行える新たな発電所用地を探していたところ、条件の良い申請地を取得できることにな</p>

<p>(3番 中村 東 委員)</p>	<p>り、申請に至った。総事業面積、12,290.2 m<sup>2</sup> (うちフェンス内約 11,108.2 m<sup>2</sup>)。転用面積、8,104 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、13円(税抜)予定。非FIT事業。売電先は検討中(事業性の高い相手先を探すのに時間を要している)。構造等、パネル1,792枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー14台。発電出力700kW(最大出力1,164.80kW)、年間発電量約156万5千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透(事業敷地南側に土堰堤を設置)。南側に道路があるので、そこに土を掘って水の対策をするそうです。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年4月1日から令和8年10月31日まで。その他(他法令等との関係等)、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。東京電力パワーグリッド株式会社が接続検討回答済(令和4年2月2日)。東京電力パワーグリッド株式会社との発電量調整供給手続き済(令和5年7月28日)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。転用目的の確実性の担保として売電シミュレーション及び小売電気事業者である根拠資料の提出あり。土地利用適正化条例に基づく事前協議済(令和8年3月4日付)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われる。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。</p>
<p>1番 大窪 克美 委員</p>	<p>(整理番号1について)申請地は、大通りからちょっと入ったところにあります。進入路について少し心配でしたが、現地調査で今回確認したところ、幅も広く、砂利を敷いて申請地へ出入りできる状態になっていますので、問題ないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>●●●地区担当 6番 小口 久男 委員、何かありますか。</p>
<p>6番 小口 久男 委員</p>	<p>先ほど中村委員から報告のありましたとおり、何の問題もないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  &lt; 質疑・異議なし &gt;</p>

議長	<p>ここで、議案第3号 整理番号2につきましては、面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することになりますので、別々にお諮りします。</p> <p>ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1については、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2については、一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえ、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2については、一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第14号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（中山）	<p>議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第14号）に係る意見聴取について」 ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」につ</p>

<p>(事務局 (中山) )</p>	<p>いて、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案 (第 14 号) については、【地域計画区域内】新規 9 件、更新 1 件。農地中間管理権の設定を受ける者 7 名、農地中間管理権の設定をする者 10 名です。設定面積は、51,159 m<sup>2</sup> です。令和 8 年度累計は、51,159 m<sup>2</sup> です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和 8 年 4 月 30 日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第 4 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案 (第 14 号) に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案 (第 14 号) に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 5 号 「令和 8 年度農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (大橋)</p>	<p>&lt; 議案第 5 号 議案書の朗読 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局長 (小口)</p>	<p>&lt; 別紙 (最終案) により内容説明 &gt;</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。</p>

議長	<p>&lt; 質疑・異議なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の、議案第5号 「令和8年度農作業標準賃金の設定について」 は、異議等がないようですので、別紙（最終案）のとおり設定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「令和8年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（最終案）のとおり設定することに決定しましたので、（最終案）を削除してください。</p> <p>次に、過日、お示しをした招集告示の他に追加日程がある旨事務局より受けております。</p> <p>ついで、日程を追加して議事を進めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認めます。よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。 （午後 3時 07分 ）</p>
議長	<p>&lt; 追加議案書等を配付 &gt;</p> <p>再開いたします。 （午後 3時 08分 ）</p> <p>追加議事日程の朗読をお願いします。</p>
事務局長（小口）	<p>&lt; 追加議事日程の朗読 &gt;</p>
議長	<p>これより追加議事に入ります。</p> <p>追加日程第1 追加報告第1号 「職員の任免について」 、報告書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	<p>&lt; 追加報告第1号 報告書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長（小口）	<p>&lt; 人事異動に伴う職員の任免について説明 &gt;</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、この件について何かご質問等ありましたら、お願いいたします。</p>
	<p>&lt; 質問等なし &gt;</p>
議長	<p>質問等がないようですので、以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3時 10分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月26日

議 長

15 番

19 番